

令 6 消 防 保 安 第 5 1 7 号  
令和 6 年(2024年) 1 0 月 1 6 日

一般社団法人 山口県 L P ガス協会 長 様

山 口 県 総 務 部 長

液化石油ガス販売事業所の立入保安指導結果について (通知)

このことについて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 8 3 条第 3 項及び高圧ガス保安法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり貴協会岩国支部管内の立入保安指導を実施しましたのでお知らせします。

つきましては、貴協会各会員事業所に対し立入結果を伝える等、法令の遵守及び自主保安の推進等について、引き続き周知徹底されるようよろしくお願いいたします。

記

- 立入期間  
令和 6 年 9 月 1 7 日～1 0 月 1 日
- 立入結果  
別紙 (集計表) のとおり

消 防 保 安 課  
産 業 保 安 班  
TEL 083-933-2374  
FAX 083-933-2408  
E-mail ekiseki@pref.yamaguchi.lg.jp

## 令和6年度立入保安指導結果（集計表）

岩国支部

### 1 概況

実 施 期 間	令和6年9月17日 ～ 10月1日（6日間）
対 象 事 業 所 数	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違反等の有無                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大法令違反      0 事業所（「文書指示」）</li> <li>・ 指摘事項有り      1 事業所（「文書注意」）</li> <li>・ 指摘事項無し      7 事業所（「良好」）</li> </ul> </li> <li>○ 特記事項 なし</li> </ul>

### 2 改善指摘事項

項 目	改 善 指 摘 事 項	件 数
販 売 事 業 関 係	法施行規則16条13号により、20リットル（8kg）を超える容器での質量販売はできないので、すべてを20リットル（8kg）以下の容器で販売するように改めること。	1
保 安 業 務 関 係	法27条で義務付けられている定期供給設備点検及び定期消費設備調査について、未実施分を把握するとともに早急を実施すること。	1
合 計		2